

(参考)

## 介護事故等報告先一覧(平成30年4月1日以降)

(平成30年3月30日 県長寿社会課作成)

### ○介護サービス事業所・施設(地域密着型サービス含む)

報告先	事業所・施設の所在地				適用
	鳥取市内	東部4町内	中部市町内	西部市町村内 南部箕苺屋連合内	
鳥取県	県長寿社会課		中部福祉保健局	西部福祉保健局	・県報告基準による ※情報集約のため長寿社会課へ
			↓	↓	
			長寿社会課※		
市町村	各市町			南部箕苺屋連合	・省令、条例基準に基づく報告 ・各市町報告基準による

### ○老人福祉施設(養護老人ホーム)

報告先	施設の所在地				適用
	鳥取市内	東部4町内	中部市町内	西部市町村内	
鳥取県	県長寿社会課				・任意報告
市町村	各市町				・省令基準に基づく報告

### ○老人福祉施設(軽費老人ホーム(ケアハウス))

報告先	施設の所在地				適用
	鳥取市内	東部4町内	中部市町内	西部市町村内	
都道府県又は中核市	鳥取市(中核市)	県長寿社会課			・省令基準に基づく報告

### ○有料老人ホーム(有料老人ホーム該当のサ高住含む)

報告先	建物の所在地				適用
	鳥取市内	東部4町内	中部市町内	西部市町村内	
都道府県又は中核市	鳥取市※1(中核市)	県長寿社会課※2			※1 鳥取市の指針 ※2 県の設置運営指導指針